

読んでためになる!! 経理の仕事が丸ごと分かる月刊誌

経理WOMAN

Monthly Magazine

月刊経理ウーマン……2008年5月20日発行Vol.13/No.147[毎月1回・20日発行]1996年6月3日第3種郵便物認可

<http://www.kens-p.co.jp>

2008

6

特集……脱税は× でも上手な節税は○

「会社&社長の税金」

こうすれば安くなる!!



特集／脱税は× でも上手な節税は○

「会社&社長の税金」

こうすれば安くなる!!

税理士 落合 孝裕

会社であれ個人であれ所得があれば申告し、税金を払うのは当然のことです。しかし税法では、各種控除や非課税など節税につながる規定が設けられています。無駄な税金を払って会社に損をさせないためには、正しい税法の知識が必要です。そこで今月の特集では、正しい節税の知識をアドバイスします。



イラスト・志賀均

提言

「節税」は経理担当者の大切な仕事だ!!

節税と脱税の違いを
知っておこう

皆さんは「節税」ということばに、
どんな印象をお持ちでしょうか？

「本を読んでもむずかしくって…」

「社長が節税の話をするときは楽しそう…」

「決算が近づくと、税理士の先生が社長に生命保険をがんばって説明して
る」

「要するに税金が安くなることでしょ
う！」

経理ウーマンの皆さんは、節税についてそれぞれ思うところはあるでしょ

う。

「節税」とは、納める税金を合法的に
安くすることです。

「法律ストレスでちょっと危ない」と
いうイメージがあるかもしれませんが、
会社の税金の「法人税」や個人の税金
の「所得税」では、合法的に税金を安
くする制度が、実はたくさんあるので
す。

節税の制度の多くは「時限立法」と
いって、適用期間が2～3年程度に定
められ、さらに、毎年のようにこと細
かく改正されています。

これらの制度をうまく使っていくこ
とにより、会社や個人が納める税金が
何割も少なくなったり、場合によって
は何分の一になることさえあるのです。

「節税」と相反することばに「脱税」
があります。

脱税は非合法で税金をごまかすもの
です。新聞や週刊誌に、「相続税〇〇
億円脱税で逮捕！」などと派手に報道
されていることがありますね。

本来所得として申告すべき売上げを
故意に隠したり、会社であれば、あり
もしない「架空経費」を増やすなど
が脱税の代表的な手口です。

脱税は絶対に許されないものです。
経理ウーマンの皆さんは、節税の知識
をしっかりと身につけて、経営者に進
言したり、顧問の税理士の先生と打ち
合わせながら、あくまでも「合法的
に」納める税金を少なくするようにし
てください。

知識のなさが 無駄な税金につながる

皆さんの中には、「自分の役目は会社の経理の仕事をするので、節税など税金のことは、税理士の先生の仕事でしょ」とお思いのかたがいるかもしれません。

しかし、経理の仕事をしていく上で



も、実は節税の知識が必要となることが多いのです。

たとえば、減価償却をする固定資産の金額基準は、税法では10万円未満となっていますが、平成22年3月末までは、資本金1億円以下の会社は、30万円未満で取得価額の合計額が300万円までと大幅に緩和されています。

つまり、消費税抜きの経理方法を採用している会社なら、1個29万9999円までについては、「消耗品費」として経費処理ができるということです。1個30万円以上のものだけを、固定資産に計上すれば良いのです（詳しくは31ページ参照）。

このような知識があるだけでも、経理の仕事をする上でずいぶん違うでしょう。

会計ソフトに仕訳を入力するとき正しい処理ができていれば、あなたが作成した財務諸表を後で社長が見て、しっかりした経営判断ができることに

なります。

もちろん、顧問の税理士の先生に質問すれば答えていただけるでしょうが、自分で知っていれば、社長から設備投資の話が出たときにも少しアドバイスができますね。節税の知識があれば、夏のボーナスの査定がちよっぴりアツプするかもしれません。

逆に、経理担当者に節税の知識がなければかりに、会社がその分多く税金を支払う可能性もあります。

たとえば、会社で自動車を購入したとします。購入代金が30万円以上であれば、固定資産として減価償却していくこととなります。購入時に、自動車取得税などの税金や自動車保険などを一緒に支払いますが、これらは自動車の取得価額としないで経費処理をすることができしますので、その期に支払う税金が少なくなります。

最終的に顧問の税理士の先生がチェックするでしょうが、皆さんにこの知

識があれば、自動車を購入したときに明細書を見て必要な経理処理ができません。

期末ぎりぎりに自動車を購入したようなケースでは、経理担当者が知らないと、税理士の先生もバタバタと忙しく、税金などを含めて自動車の取得価額としてしまいうケースも見受けられます。

その結果、購入した年度で税金を多く支払うことになってしまいます。



もっと税金の情報に 敏感になろう

税制は、毎年こと細かく改正され、毎年12月半ばに「税制改正大綱」が発表されます。これは翌年以降の税制改正案のことですが、翌年3月までに国会の審議を経て、新しい税制になります。増税もあれば減税もあります。

減税は、翌年1月ないし4月にスタートで、2〜3年しか適用できない期間限定のものが多くあります。12月の時点でわかっていれば、経理担当者としても準備しておくことができます。社長に事前にアドバイスすることもできますね。

この税制改正大綱の新聞記事は、ぜひ切り抜いて取っておきましょう。その発表のあとで、書籍が発行されたり経理担当者向けのセミナーが開催され

たりしますので、興味のあるかたは購入したり参加してみるのもよいでしょう。

節税の具体的な内容については、これから詳しくお話していきますが、節税の対策を実行して経費が増える、どのくらい税金が安くなるかを理解してください。

会社の「所得」、つまり「儲け」にかかる税金は、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の三つの税金になります。この三つの税金の合計は、所得に対する約40%にあたります。たとえば、1000万円儲かると、会社は約400万円の税金を支払うことになります。しかし経費を100万円増やすことができれば、 $100万円 \times 40\% = 40万円$ の節税になります。節税できたお金が会社に貯まりますので、資金繰りもその分楽になります。どの会社の社長さんも、いつも会社の資金繰りで頭を痛めていますので、社長さんが「節

税」のを楽しそうに話す気持ちも
わかりますね。

税金を納めることで 会社は成長する??

さて、これから勉強していく節税に
ついてわかってくると、「今度はここ
を注意して経理の仕事をやってみよ
う」とか、「社長にこの点をアドバイ
スして喜んでもらおう」とか、いろい
ろと思いが及ぶ経理ウーマンのかたが
多くなるでしょう。

そういう状況はうれしい限りですが、
「節税のご利用は計画的に」というの
が、これまで数百件の中小企業の顧問
をしてきた私の意見です。

会社を経営していると、10年に1、
2回は、思いのほか利益が出ることに
あります。そんなとき経営者のなか
には、「これまで苦勞してきたんだ。税

金を払うくらいなら、あれもこれも買
っちゃえ、どうせ全部経費だ！ 社員
にも還元して、それからお世話になっ
たあの人を接待して、それから、あれ
もやって、これもやって……」というよ
うに、大盤振舞いしてしまう人がいま
す。それまでの儉約ペースを崩してし
まい、結局、その後は経営状態が悪く
なる会社を、私はいくつも見てきまし
た。

節税の多くは、お金が出ていくもの
ですから、何でもかんでもやってしま
うと、借入金には減らずに、自己資本(貸
借対照表の「純資産の部」)がいつま
で経っても大きくならず、会社は安定
しません。自己資本の比率は当面30%
〜40%を目指してください。

節税もしつつ、納税もしっかりとや
っていき、経営を安定させることが、
中小企業が目指す理想型ということに
なるでしょう。

次ページからの解説では、会社と社

長の具体的な節税策について見ていく
ことにしましょう。



●おちあい たかひろ

83年横浜市立大学卒業。大手食品メーカー
を退職後、91年税理士登録。96年独立し、
落合会計事務所を開設。中小企業向けの会
計・税務、資産家向けの資産税を専門とす
る。著書に『改訂版「会社の税金」』『社長の
税金』(まだまだあなたは払い過ぎ!) (フ
ォレスト出版)、『新会社法対応 決算書の
読み方が面白いほどわかる本』(中経出版)
など多数。ホームページhttp://www.ochi-
aitakei.com/『近況』「チーム・バチスタ
の栄光」を見ました。評価が分かれる映画
のようですが、阿部寛の怪演ぶりに引き込
まれました。あのメンズノンの「アベチ
やん」(「エビちゃん」ではありませんが、
念のため)の時代から、一時パツとしない
ときがあったものの、見事に復活！ 中年
世代の輝く星として、今後も息の長い活躍
をしてほしい役者さんの一人です。

解説

小さな会社でできる 「会社と社長の節税対策」

さて、ここからは具体的な節税策を会社編と社長個人編の二つに分けて見ていくことにしましょう。まずは会社の節税からです。

【会社編】

人件費の節税

■役員報酬の取扱いが 変更になった

会社が支払う経費のうち、仕入の次に人件費が大きくなっていることがほ

とんどです。経理ウーマンの皆さんのなかには、社長や社員の給与明細を知っている人も多いでしょう。もちろん守秘義務がありますので、うっかり他言はしないように注意してくださいね。

入社したてのころは、「社長はいいなあ。こんなに給料もらって…」と想っていたあなたも、最近は経営者の大変さがだんだん分かってきたのではないのでしょうか？ 会社の資金繰りが悪いと、真つ先に減額したり、未払いになることが多いのが経営者の役員報酬です。

社長をはじめ「役員報酬」の税務上の取扱いは、平成18年度より大きく変わりました。役員報酬は、次の三つのものしか経費にできなくなりました。

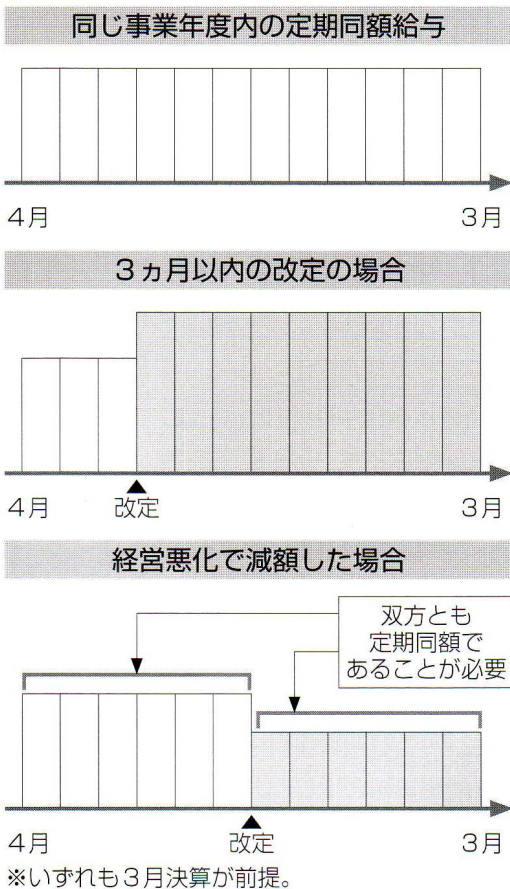
- ① 定期同額給与
- ② 事前確定届出給与
- ③ 利益連動給与

②は税務署に事前に届出書を提出することが必要、③は「同族会社」には適用できないというように、②と③は特殊なものになります。したがって、ほとんどの会社は①の「定期同額給与」のみが経費になります。

定期同額給与は、次ページ図表1のようなものです。

3月決算の会社なら、期首から3ヵ月以内の6月末までに役員報酬の上げ下げを決定し、7月末までに実際にその支給を始め、その後は翌年3月まで

図表1 定期同額給与の概要



毎月同額の役員報酬の支払いをする必要になります。

また、1ヵ月以下の単位で、定期的に支給することが条件となっています。

では、この会社が4ヵ月目以降に役員報酬の改定をして、改定した役員報酬の支給を始めると、どうなるでしょう？ たとえば、3月決算の会社が、月額80万円の役員報酬を9月に改定し

て、10月から翌年3月まで月額100万円とすると、(100万円-80万円)×6ヵ月=120万円が経費とならず、法人税等の税金の対象になってしまいます。

引き下げの場合は、経営悪化などの理由であれば、4ヵ月目以降の引き下げでも、役員報酬を経費処理できますが、引き上げの場合は、昇給の時期に

十分注意しましょう。

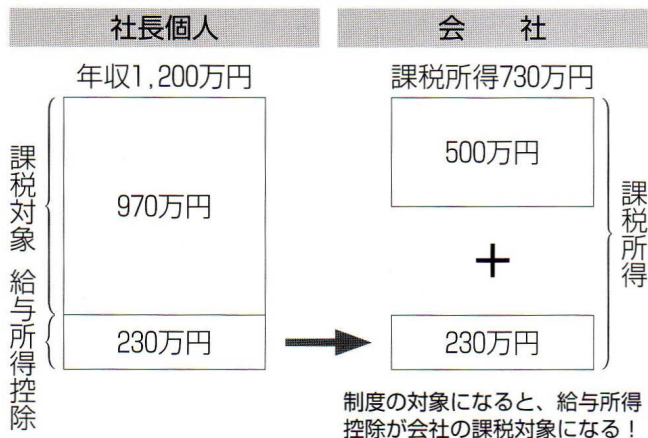
■社長の給料の一部が経費にならない!?

役員報酬については、同じく平成18年度よりもう一つ大きな改正がありました。社長の給料にかかる「給与所得控除」相当額について、会社の税金の対象となり、追加で税金を納めることになる制度ができたのです。これは個人の税制で得している分を会社の税制で増税するという、何の整合性もなく行き当たりばったりで作られたとしか思えない制度です(次ページ図表2)。

といつてもすべての会社が対象になるわけではなく、条件に合った会社のみに適用されます。

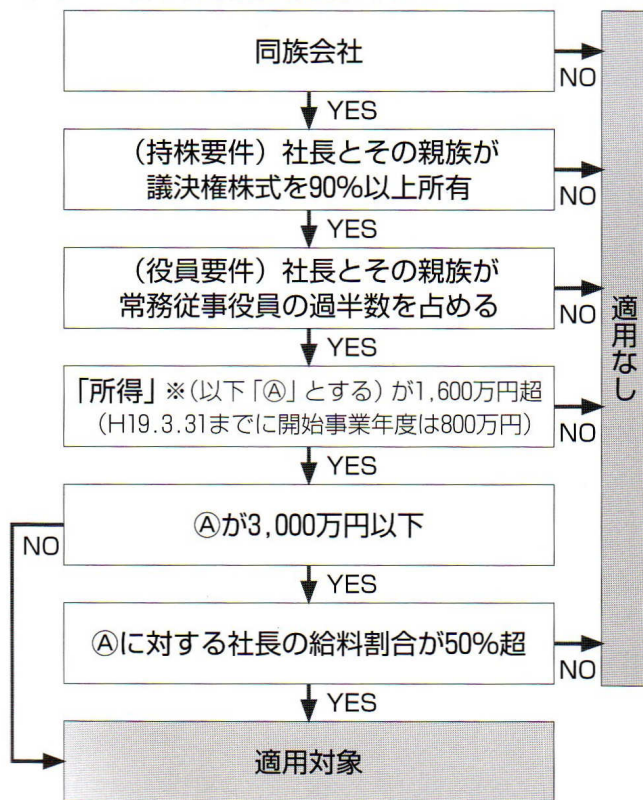
その条件とは、まず「同族会社」であること。同族会社とは、株主グループの上位3グループで、株式の過半数(50%超)を占める会社のことです。中小企業のほぼ100%が該当します。

図表2 社長の給与の一部が会社の経費にならない



さらに、その中で、「持株要件」と「役員要件」のいずれにも該当する会社となります。持株要件とは、社長と親族で「会社の株式の90%以上を所有していること」です。また、「役員要

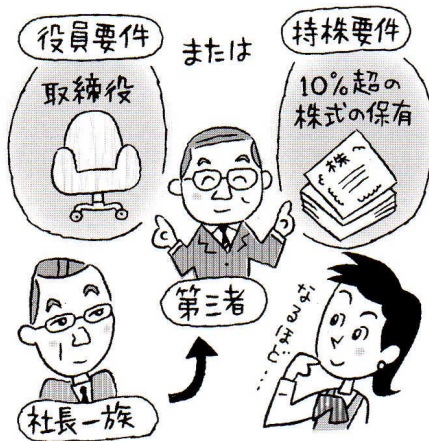
図表3 どんな会社が増税となるか？



件」とは、社長と親族で「常務に従事する役員の過半数を占めること」です。「常務に従事」とは税法の用語ですが、およそ「常勤役員」のようなイメージで考えてください。

二つの要件のいずれにも該当する会社が対象ですから、いずれか片方の要件に当てはまらなければ、増税の対象とはならないこととなります。持株要件の対象とならないためには、

※この場合の「所得」とは、①法人税の対象となる課税所得と、②社長の給料との合計額のこと、過去3年間の平均額



社長一族以外の第三者が、株式のうち10%超所有していればよいこととなります。また、役員要件の対象とならないためには、たとえば取締役が社長一人の会社なら、社長のほかに社長一族以外の取締役がもう1名いればよいこととなります。

といっても、やはり中小企業の多くは、この二つの要件に該当してしまうことが多いと思います。その場合でも、「会社の課税所得」と「社長の給料」

の合計額の過去3年平均（以下①とする）が1600万円以下なら、この制度の適用はありません。

②が1600万円を超えて3000万円以下なら、③のうち「社長の給料」の占める割合が50%以下なら適用なし、50%超なら適用あり、となります。さらに、④が3000万円超なら、無条件で適用あり、つまり増税となります（前ページ図表3）。

というように、大変複雑な制度ですが、皆さんには、まず制度の概要をわかっていただければと思います。さらに、余裕があれば、自分の会社が該当するかどうか試算してみるとよいでしょう。現状該当しなくても、今後会社の業績が良くなることにより対象となることもあります。

増税の対象になる会社は、たとえば株式の10%超を他人に持つてもらったことにより、結果的に大きな節税になります。

■未払給与を経費計上

さて、ここからの項目は、前項よりは簡単になりますので、ご安心ください。

皆さんの会社の給料の締め日と支給日は、それぞれ「何日締めの日と支給」になっているでしょうか？

たとえば、「15日締めで25日支給」であれば、3月25日に支払う3月の給料は、2月16日～3月15日分で、4月25日に支払う4月分の給料は、3月16日～4月15日分となります。

3月決算の会社なら、4月分の給料の約半分の3月16日～3月31日分の給料相当を未払費用として、経費に計上することができます。社員に支払う毎月の給料が合計で1000万円程度であれば、その約半分の500万円程度が経費になるわけです。

ただし、この未払費用の計上は、社

員のみに適用があることにご注意ください。役員の場合は、社員と異なり委任契約となりますので、日割りという考え方と相容れないからです。

営業経費の節税策

■会議費として計上できる金額は？

お客様との会議や商談の際に、役員や社員の人たちが飲食代を支払うことがあると思いますが、その経費は何費になるのでしょうか？ これは、接待を目的としたものは「交際費」、打合せを目的としたものは「会議費」となります。

交際費となると、その一部が税金計算で経費とならず、法人税等の税金の対象となってしまうです。どのくらい

が税金の対象となるかですが、これは図表4のとおりとなっています。

たとえば、資本金5000万円の会社で、年間の交際費の支払額が300万円であれば、その10%の30万円が経費になりません。法人税等の税率は約40%ですので、30万円×約40%＝約12万円の税金を余分に支払うこととなります。

また、同じ資本金で、年間の交際費の支払額が500万円であれば、400万円以下の部分、つまり、400万円については、その10%で40万円。それに、400万円を超える部分の100万円については、その全額の100万円。合計140万円の約40%で、140万円×約40%＝約56万円の税金を余分に支払うこととなります。

交際費の規定については、「資本金1億円以下」とか、「年400万円以下」とか、「10%」といった規定がひんばんに改正になります。この交際費

図表4 交際費課税の概要

資本金1億円以下の会社
交際費のうち <ul style="list-style-type: none"> ・年400万円以下の部分…10%が経費とならない ・年400万円超の部分…全額が経費とならない
資本金1億円超の会社
交際費の全額が経費とならない

課税については、その一部が税金の対象になるため、多くの経営者が気に掛けています。経理ウーマンの皆さんは、できればこの規定を覚えるようにしてください。

さて、この飲食代については、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から、「1人当たり5000円以下の飲食代（社内の飲食代を除く）」は、交際費から除外されることになりました。それまであいまいだった基準が明

確になったわけです。

つまり、得意先など社外の人との飲食代は、1人当たり5000円以下なら、会議費として全額を経費処理することができなのです。年間の金額の上限もありません。

社外の人を交えた飲食代は、参加の人数をしっかりと確認して、なるべく交際費としないことが大切になります。

この1人当たり5000円以下の飲食代を会議費として処理するためには、

以下の事項を記載した書類の保存が必須です。

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ⑤ その他参考になるべき事項



また、税務上の「交際費」とは、飲食代のほかにも、仕事上のゴルフ代、取引先へのお祝い金・香典、中元・歳暮の贈り物、なども対象になります。

■日当、宿泊費は旅費となる

会社によっては、仕事から出張が多いこともあるでしょう。

会社の出張にともなう「日当」は、一定の基準にもとづいて定額で支給されているのであれば、旅費交通費として経費として処理することができます。給料として、所得税の対象にはならないこととなります。

この「一定の基準」とは、具体的には「旅費規程」の定めになります。旅費規程で、役職に応じた1日当たりの日当の金額を決めて、それに従い日当を支給すれば、その支給額全額が旅費交通費となるわけです。

図表5 旅費規程の一例（交通費、日当、宿泊費の部分のみ）

役職	交通費			日当	宿泊費
	鉄道	船舶	その他		
社長	グリーン	1等	高級クラス	10,000円	20,000円
取締役	普通	普通	実費	5,000円	10,000円
部長				3,000円	8,000円
課長				2,000円	7,000円
一般				1,000円	

日当の金額は、たとえば、1日当たり社長1万円、取締役5000円、部長3000円、課長2000円、一般の社員1000円、といったようなものです（図表5）。

税務調査が会社に入ると、日当を出している会社は、必ずといってよいほど、旅費規程と出張の事実の確認を求められます。出張の事実については、出張報告書をその都度作成し、会社に保管しておくとうよいでしょう。

また、宿泊費についても、もちろん実費精算でかまいませんが、役職に応じて、1泊当たりいくらといったような規程としてもかまいません。この場合は、その定額を会社は本人に支払い、そのなかで本人が宿泊費を支払うこととなります。この定額のほかに実費部分を経費にすることはできませんのでご注意ください。

これらの旅費規程をまだ作成していない会社は、社長さんに作成を提案し

てみてはいかがでしょうか？

■海外出張費は 証拠をしっかりと残す

出張について、国内のみならず海外出張を行なう会社もあるでしょう。

海外出張については、税務調査のときに厳しくチェックされることがあります。「海外出張といいながら、実際は観光旅行ではないか？」という疑いの目で見られるからです。税務署の調査官は、職業柄どうしても調査に入った会社の経営者に対して、「何か誤魔化しているのでは？」と、性悪説で見る傾向にあります。余談になりますが、税務署の調査官は根は良い人が多いですよ。世間から嫌われていることを気にして、飲み屋さんでも決して自分の職業の話をしないくらい、気も遣っていません（念のため）。

さて、海外出張費については、それが業務上で必要な経費であることを念

入りに証明できるようにしてください。
以下がポイントになります。

① 出張に関する業務上の資料の整備、保存を徹底する。スケジュール表、取引先の製品のカタログ、サンプルなどが受領可能であれば、それらも保管ないし写真をとっておく。

② 観光を兼ねている場合は、業務部分と観光部分の経費を明確に区分しておく、観光部分は除外する。



③ 家族同伴は、夫婦同伴パーティーが予定されている国際会議への出席、通訳が必要な場合など特別な場合に限られるので、それら以外の場合は同伴分は除外する。

日当や宿泊代なども、国内出張に準じて旅費規程を作成し、支給することでもかまいません。ちなみに、海外出張の場合は、国内出張より不慣れなことや、海外の物価高や両替などの費用がかかること、など様々な理由から、一般的に国内出張より高めに金額を設定することがあります。

■短期前払費用の特例とは？

毎月支払う家賃や保険料、支払利息などは、通常は支払ったときに経費処理をしていることと思います。

これが、長期の支払い、たとえば3年間の火災保険料の支払いの場合、支

払ったときにその全額を経費とすることはできません。今期にかかる期間分しか経費にできないのです。

3月決算の会社が、平成20年6月1日に、平成20年6月1日から平成23年5月31日までの火災保険料36万円を支払った場合は、支払った期においては、その期にかかる10ヵ月分の10万円しか経費にならないことになります。

ただし、支払った日から1年以内に役務（サービス）の提供を受けるものに限り、その支払ったときにその全額を経費として処理することができます。これを税法上「短期前払費用」といいます。

たとえば、3月決算の会社が3月中旬に、翌年2月までの1年分の家賃や保険料を支払った場合は、その3月中に1年分を経費とすることができるのです。お金は先に出ていくことになりませんが、大きな金額をいっぺんに経費とすることができず。

生命保険会社の営業マンが、社長さんに営業トークでよくこんな言葉を使っています。「この保険に入れば大きな節税になりますよ！ 節税効果は〇〇万円にもなりますし、さらに5年後に解約すると、〇〇%もお金が戻ってきます。決算までに健康診断をして、それから…」会社契約の生命保険の多くは、この税法上の特例を使って年払いで加入しています。

家賃などは、支払いの相手先が社長個人のものでかまいませんが、家賃を受領する社長側は、原則として受領したときに収益に計上する必要があり、ますのでご注意ください。

この「短期前払費用」の特例は、契約書の作成が必要なこと、実際に支払いを行なうこと、継続的に年払いとすること、などが条件となっています。金額が大きくなる場合がありますので、顧問の税理士の先生とよく打ち合わせの上で進めてください。

減価償却制度の節税

■平成19年度より どう変わった？

減価償却とは、建物、機械、自動車などの固定資産について、資産の種類ごとに定められた「法定耐用年数」で、「法定償却率」にもとづき毎期少しずつ経費にしていくものです。

決算のときに、減価償却費という経理処理を行ないますが、実際には会計事務所が行なっている会社が多いかも知れません。

減価償却の制度は、平成19年4月以降に購入した固定資産から、大きく改正されました。改正点は三つあります。

一つ目は、「定率法」の償却率が全体的に大きくなったことです。減価償

却費の計上方法は、大きく定額法と定率法がありますが、そのうち定率法の償却率が、定額法の償却率を2・5倍した率になりました。

二つ目は、それまで減価償却費として計上できる金額は、累計で取得価額の95%までとなっていました。その限度額を撤廃して備忘価額1円まで経費とすることができるようになったことです。

そして、三つ目は、IT分野の特定設備の耐用年数が短縮されたことです。具体的には、フラットパネルディスプレイ製造設備が10年から5年に、フラットパネル用フィルム材料製造設備が10年から5年に、半導体用フォトリソ製造設備が8年より5年に、それぞれ短縮されました。

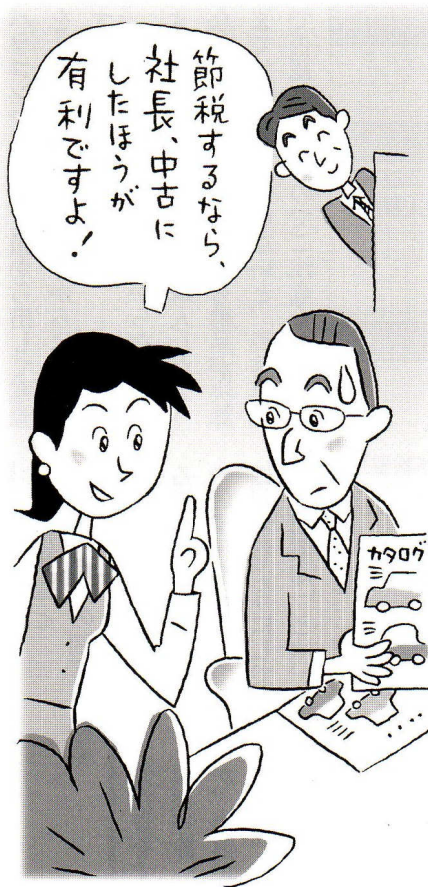
いずれも会社にとって有利な改正になりました。

とくにすべての会社に影響がある改正は、償却率が全体的に大きくなった

ことです。たとえば耐用年数が2年の場合は、償却率が100%となりました。つまり、期の初めの月に購入した場合は、初年度で取得価額の100%を経費とすることが可能になるわけです。

自動車のように本来耐用年数が6年のものであっても、中古で4年落ちのものであれば、結果的に耐用年数が2年になります。

購入した期に少しでも経費を多くし



たい会社は、なるべく中古を購入したほうが有利ということになります。経理担当者としては、節税が主目的であれば、社長さんに自動車を購入する際には、中古のものをお勧めするのも一法だと思えます。

■30万円基準を使いこなす

「提言」で少しお話ししたように、資

本金1億円以下の会社（大企業の子会

社は除く）は、平成22年3月31日まで購入した固定資産については、1個30万円未満なら全額を経費処理することができます。資本金の「以下」は、その金額そのものも含まれますので、資本金1億円ぴったりの会社も対象になります。

また、金額の「未満」は、その金額そのものは含みませんので、29万9999円までが対象になります。金額の判定は1個ごとに行ない、1事業年度で300万円が上限となっています。

消費税の経理方法について、「税抜経理」をしている場合は、消費税抜きで金額の判定を行います。「税抜経理」の会社が多いと思いますが、「税込経理」の会社は、消費税込みの金額で30万円未満かどうかを判定することになります。

さらに、経費にできるタイミングは、正確には「事業の用に供した」とき、つまり使い始めたときからになります。

図表6 中小企業投資促進税制の概要

特別償却額
取得価額×30% (船舶については取得価額×75%×30%)
税額控除
資本金3000万円以下の会社は、特別償却に代え、以下のどちらか額の小さいほうを、その事業年度の法人税から控除できる 1. 取得価額×7% 2. 税額控除前の法人税×20%
対象となる資産
1. 160万円以上の取得価額の機械、装置 2. 120万円以上の取得価額の器具、備品 3. 70万円以上の取得価額のソフトウェア 4. 総重量3.5トン以上で貨物輸送に供される車輛運搬具 5. 内航海運業の用に供される船舶
対象業種
ほぼ全ての業種（一部のサービス業を除く）
対象法人
資本金1億円以下の青色申告法人。ただし、単一の大規模法人（資本金1億円超の法人）に資本の50%以上を所有されている法人、複数の大規模法人に資本の2/3以上を所有されている法人は除く
適用対象期間
平成22年3月31日まで

パソコンであれば、箱から出して電源を入れて使い始めたときからになりません。
その事実は後からはわからないでしょうが、決算ぎりぎりに購入したようなケースでは、少なくとも納品が決算までに行なわれていないと、税務調査で否認されますのでご注意ください。

■特別償却と
税額控除の制度を知る

皆さんの会社が大きな設備投資をする場合は、「特別償却」と「税額控除」のいずれかが適用できないか、事前に確認するようにしてみてください。「特別償却」とは、通常の減価償却費

に上乗せして、特別な減価償却費の計上ができる制度です。一定の条件に当てはまる固定資産について、たとえば取得価額の30%というように、特別償却の割合が定められています。

特別償却の代表的なものには、「中小企業投資促進税制」があります（図表6）。この税制の対象になる200万円の機械を購入した場合、特別償却費として経費に計上できる金額は、200万円×30%＝60万円になります。通常の減価償却費に上乗せして、60万円の経費が計上できますので、購入初年度における節税効果は大きなものになります。

決算期末ぎりぎりに購入した場合は、通常の減価償却費は月割り計算しますので、いくらか経費とはなりません。この特別償却費はまるまる30%の適用ができますので、大きな節税になります。また、もう一つの制度として「税額

て進めるようにしてください。

【社長個人編】

控除」があります。そして、特定の固定資産を購入した場合、「特別償却」と「税額控除」のいずれかを選択適用できることになっているケースが多くなっています。

「税額控除」は、通常の減価償却費と別に、税金そのものを差し引く制度です。中小企業投資促進税制のケースですと、200万円の機械を購入した場合、 $200万円 \times 7\% = 14万円$ の法人税が、まるまる差し引かれることになります。

その期に支払う法人税の20%という上限がありますが、法人税そのものを差し引いてくれますので、継続的に利益が生じる会社は、この制度を選択したほうが良いと思われます。

一方で、先の「特別償却」は、その期のみ大きな利益が出る会社にお勧めの制度です。

これらの制度の適用を行なう場合は、顧問の税理士の先生とよく打ち合わせ

さて、次は個人の節税です。

個人の節税についても、たくさんの対策がありますが、社長を中心に、よくありがちな「所得控除」と「不動産売買」について勉強しましょう。

所得控除は、個人の所得から差し引くことができるのですが、所得の多い少ないに関係なく金額で決められているため、所得が多い方はとくに節税効果が大きくなります

また、不動産を所有している社長は多く、将来の不動産の売買に備えて、こちらも事前に知っておいたほうがよい節税の対策になります。

個人の節税対策は、社長本人はもとより、すべての人に当てはまりますので、皆さんも知っていて損はありませんよ。

所得控除

■扶養控除は
所得の多い人から取る

「扶養控除」とは、個人の所得税と住民税の計算をするときに、合計した所得金額から差し引くものです。年末調整のときに、生命保険料や配偶者の年収を書く用紙がありますが、あの用紙に記載されたデータなどが、所得控除の金額の根拠になります。

所得控除の一つに「扶養控除」があります。これは、「同一生計」の配偶者以外の親族（民法でいう六親等以内の血族および三親等以内の姻族）で、その年分の所得が38万円以下（給与収入のみであれば年収103万円以下）について、扶養控除の対象とすること

ができます。

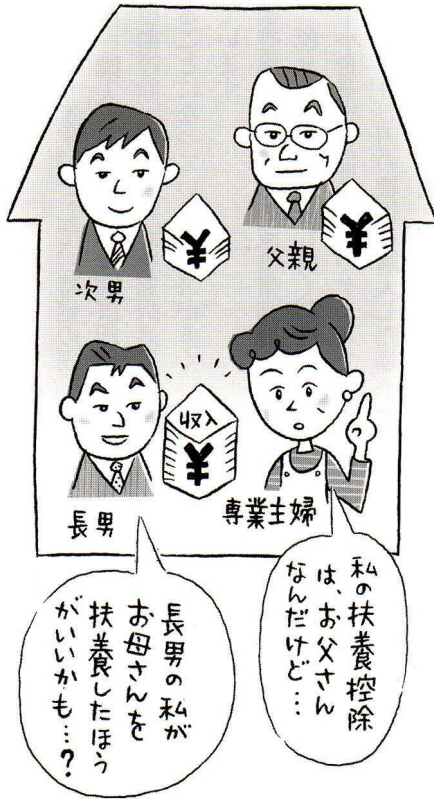
控除の対象となる人が多いほど、所得税と住民税の負担は少なくなります。また当然ですが、1人の人を他の複数の人の扶養控除の対象とすることはできません。

ところで、この「同一生計」の考え方ですが、これは必ずしも同居してなくてもかまいません。たとえば、仕事の都合で別居していても、生活費や学費等を送金しているケースや、田舎の父母に仕送りして養っているケース

でも、「同一生計」となり、扶養親族の対象となります。

この扶養控除をだれの所得から控除するかによって、全体で払う税金が節税になることがあります。

たとえば、母親が専業主婦で、同居している父親、長男、次男と3人に所得がある場合、通常は父親の配偶者控除の適用を受けることになると思いますが、長男が一番所得が高い場合は、長男の扶養としたほうが、払う税金が少なくなることもあります。



■医療費控除のひと工夫

これは、所得税が所得が高くなるにつれて税率が高くなる「累進税率」となっているからです。税率が高い人から控除したほうが、節税効果が高くなります。該当しそうな方は、試算をしてみてください。

医療費控除とは、1年間の医療費が原則として10万円超かつた場合、10万円を超える部分の金額について、所得控除ができるという規定です。

年末調整では精算できないため、確定申告を行なう必要があります。年間の医療費が10万円以下の場合でも、その人の所得が低い場合は、医療費控除を受けられることがあります。これは、正確には「10万円」と「合計所得の5%」のいずれか低いほうが基準額になっているからです。

つまり、合計所得が200万円未満

の場合、基準額は10万円を下回りますから、医療費控除の対象額が多くなることとなります。

また、「同一生計」の人の医療費は、1人が他の家族分を支払っていれば、その1人にまとめることができますから、家族全員でまとめて10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

ただし生命保険から入院給付金や、健康保険から出産一時金や高額療養費などが支給された場合は、その分は対象となる医療費から控除して計算しますので、ご注意ください。

不動産売買

■住宅ローン控除

住宅を取得したときには、購入した年から10年～15年にわたり、「住宅ローン控除」という所得税の特例があります。社長さんの多くは、すでにマイホームを購入済みかもしれませんが、中堅社員の方々はこれから購入する人もいるでしょう。

「住宅ローン減税」とは、次の要件を満たすマイホームを取得した場合に、金融機関等から借入金があるときは、居住した年から10年間、ないし15年間（合計所得が3000万円を超える年を除く）にわたり、年末借入金の残高に控除率を掛けた金額について、所得税から控除される規定です。控除率は、毎年のように変更されます。

- ・床面積の2分の1以上がもつばら自己の居住の用に供されること
- ・登記上の床面積が50㎡以上であること

と
・中古住宅の場合、耐火建築物は築25

年以内、耐火建築物以外は築20年以内であること

- ・平成17年4月1日以降は、一定の耐震基準を満たす中古住宅も対象
- ・増改築等の場合は、工事費用が100万円を超えるもので、自己の居住の用に供される部分の工事費用の額が2分の1以上であること

なお、居住した年によるそれぞれの控除限度額は、次ページ図表7のとおりです。

■バリアフリー改修促進税制

すでに10年以上も前にマイホームを購入された方は、そろそろ改修の時期になっているかもしれません。同居のご両親向けに手すりを設置するなど、マイホームの改修を予定している人もいます。

そのような改修について、「バリア

図表7 住宅ローン控除の控除限度額

居住年	住宅借入金の年末残高	控除期間	控除率	各年の控除限度額
平成16年	5000万円以下の部分	1～10年目	1.0%	50.0万円
平成17年	4000万円以下の部分	1～8年目	1.0%	40.0万円
		9～10年目	0.5%	20.0万円
平成18年	3000万円以下の部分	1～7年目	1.0%	30.0万円
		8～10年目	0.5%	15.0万円
平成19年	2500万円以下の部分	1～6年目	1.0%	25.0万円
		7～10年目	0.5%	12.5万円
平成20年	2000万円以下の部分	1～6年目	1.0%	20.0万円
		7～10年目	0.5%	10.0万円

平成19年、20年については、以下といずれかの選択が可能

居住年	住宅借入金の年末残高	控除期間	控除率	各年の控除限度額
平成19年	2500万円以下の部分	1～10年目	0.6%	15.0万円
		11～15年目	0.4%	10.0万円
平成20年	2000万円以下の部分	1～10年目	0.6%	12.0万円
		11～15年目	0.4%	8.0万円

フリー改修税制」という税制が、新たにできました。個人がマイホームの段差をなくすなど、一定の「バリアフリー改修工事」を行ない、平成19年4月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供したときは、所得税の税額控除を受けることができます。

改修工事にかかる借入金の年末残高1000万円以下の1%ないし2%について、5年間にわたり所得税の減税を受けることができます。住宅ローン減税との選択適用になります。詳しい内容は、次ページ図表8をご参照ください。

また、毎年支払う固定資産税についても、改修が完了した翌年度に限り、3分の1が減税になります。

■不動産の売買は

「長期」になるよ！

ここからは、個人が不動産を売却したときの税制についてです。

図表8 バリアフリー改修促進税制の概要

対象となる居住者	
①	50歳以上
②	介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている者
③	障害者である者
④	上記②もしくは③に該当する者または65歳以上の者のいずれかと同居している者

対象となる改修工事	
次に該当する工事で、その工事費用の合計額が30万円を超えるもの	
① 廊下の拡幅	⑤ 手すりの設置
② 階段の勾配の緩和	⑥ 屋内の段差の解消
③ 浴室改良	⑦ 引戸への取替え工事
④ 便所改良	⑧ 床表面の滑り止め化

控除率等			
居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金 の年末残高	控除率
平成 19年4月1日 ～ 平成 20年12月31日	5年間	1000万円 以下の部分	(イ) 一定のバリアフリー 改修工事にかかる工事 費用(200万円を限度) …2%
(ロ) (イ)以外の工事費用 …1%			

税法では、売却のことを「譲渡」といいます。不動産を譲渡する場合の所得を、「譲渡所得」といいますが、その税率は、「短期」と「長期」で約2倍と大きく違ってきます。

「短期」は、所有期間が5年以内の場合で、所得税と住民税を合わせて、譲渡所得に対して39%。一方で「長期」は、所有期間が5年超の場合で、所得税と住民税を合わせて、譲渡所得に対

して20%になります。

譲渡所得とは、譲渡代金から取得費と譲渡費用を差し引いた「儲け」の部分ですから、この儲けの部分を仮に1000万円とすると、「短期」なら390万円、「長期」なら200万円の税金と、その差は大きなものになります。

この「短期」、「長期」の所有期間の計算方法は、税法特有のものになっています。単純に取得日から譲渡日までの期間を計算するわけではありません。不動産を売却した年の「1月1日」で所有期間が、5年以内が「短期」、5年超が「長期」となります。

たとえば、平成20年6月1日に不動産を売却した場合、1月1日で計算します。取得日が平成14年12月31日以前なら、所有期間が5年超となり、「長期」になります。一方、同じように売却した場合でも、取得日が平成15年1月1日以降なら、所有期間は5年

以内となり、「短期」になります。

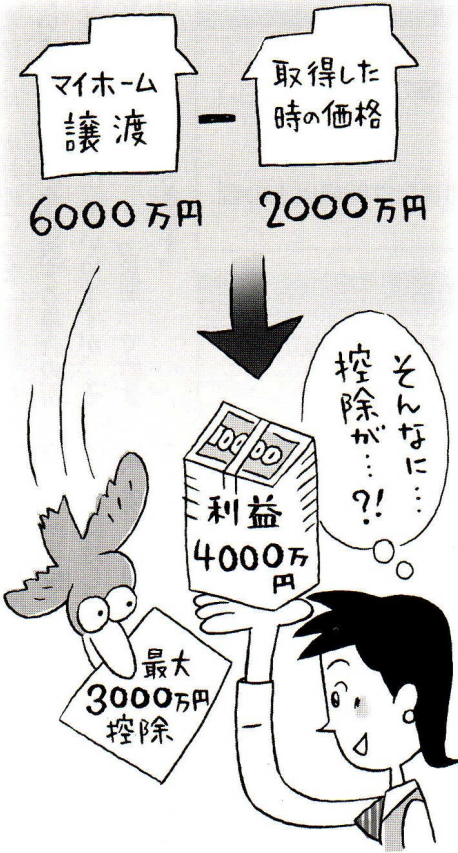
つまり、同じ平成20年中に売却した不動産は、譲渡日が1月1日であろうと、12月31日であろうと、結局は1月1日にさかのぼって所有期間を計算することになるといことです。

この取得日から譲渡日は、いずれも不動産の「契約日」と「引渡日」のいずれを選択してもよいことになっています。いずれかに統一する必要はありません。

ません。

そこで、取得日は早めの「契約日」で、譲渡日は「引渡日」で計算すると、所有期間が5年ぎりぎりの場合、税率が低い「長期」となる可能性があります。す。

このように、不動産を譲渡して儲けが出る場合は、なるべく「長期」になるまで所有して、支払う税金を少なくするようにしましょう。



■マイホームを譲渡したときの節税制度

次は、個人がマイホームを譲渡したときの節税制度について勉強しましょう。

① 利益が出る場合

マイホームを譲渡して利益が出る場合は、一定の要件を満たせば利益から最大で3000万円を控除することができます。たとえば、30年前に2000万円で購入したマイホームを、6000万円で購入した場合、譲渡益の4000万円から3000万円を差し引いて、差額1000万円が税金の対象となります（実際は減価償却相当を差し引きますので、利益はもう少し小さくなります）。

3000万円という大きな控除になっていますので、これだけで税金がゼロというケースも多いと思います。た

だし、税金がゼロとなっても、確定申告をする必要がありますので、ご注意ください。

さらにマイホームの譲渡は、所有期間が10年超の場合は、3000万円を控除した後の金額に対して、所得税・住民税合わせて14%と低い税率で計算することになっています。利益が400万円も出ても、3000万円控除後の1000万円に対して結局140万円の税金ですむことになります。

② 損失となる場合

不動産を譲渡して損失となる場合は、以前は給与所得などの他の所得と損益通算ができましたが、平成16年からできなくなりました。

唯一、マイホームの譲渡損失のみは、一定の要件のもとに、その年分の他の所得と通算することができます。

たとえば、その年の所得が1000万円、マイホームの譲渡損失が15

00万円の場合は、その年の所得がゼロとなり、すでに納めた税金を全額取り戻すことができます。さらに、その年で相殺しきれない残り500万円については、3年間繰り越すことができます。

マイホームの譲渡損の特例は2種類あり、新たなマイホームの買換えが必要なもの、住宅ローンの残高があることが条件のもの（こちらは買換えは不要）です。いずれも、所有期間が譲渡した年の1月1日で5年超であることが必要で、平成21年12月31日までの譲渡に適用されます。



経理ウーマンの皆さんが、節税に興味を持ってきたら、本屋さんで節税の本を買って読んでみてください。もっと詳しく書かれていますので、仕事に役立ちますよ。

手前味噌になりますが、私が書いた『改訂版「会社の税金」「社長の税金」まだまだあなたは払い過ぎ！』（フォレスト出版）は、平成20年度税制改正も盛り込んだ最新の節税対策の入門書となっています。アマゾンなど、インターネットでも購入できますので、参考にしてください。

さらに、もう少し専門的な書籍を読んでみたい人は、『図解法人税』（大蔵財務協会）がお勧めです。毎年新しい版が6月〜7月頃に出版されます。基礎が身に付いている人には、こちらの本のほうが良いでしょう。専門的な内容をわかりやすくまとめているので、法人税について、辞書代わりに使うことができます。

皆さんが、経理のスキルのみならず、節税の知識をも身に付けて、社長の身近なアドバイザーとして活躍してください。とてもうれしく思います。

解説2

節税に関連する 平成20年度税制改正情報

最後に、「平成20年度税制改正」のなかで節税に関連するポイントを、簡単にご紹介しておきましょう。

毎年、その年度の税制改正の目玉があるのですが、来年以降の消費税の税率アップを考慮してか、今年はそれほど目立つような改正はありませんでした。

【会社編】

■減価償却制度の法定耐用年数の区分の変更

減価償却は、固定資産の区分に応じた「法定耐用年数」で行ないます。

その区分は、たとえば「機械及び装

置」では、390区分とたいへん細かく定められています。これは諸外国の税制では、数区分く数十区分と少なう定められていることと対照的です。

これが、平成20年4月1日以後開始の事業年度から、たとえば「機械及び装置」の区分は、390区分から55区分へと大幅に少なくなりました。決算時の経理処理の簡便化になります。

■研究開発税制の拡充

青色申告法人が試験研究費を支払った場合、これまですでに定められていた二つの節税の制度に加えて、新たに三つ目の制度が創設され、さらに節税の幅が大きくなりました。

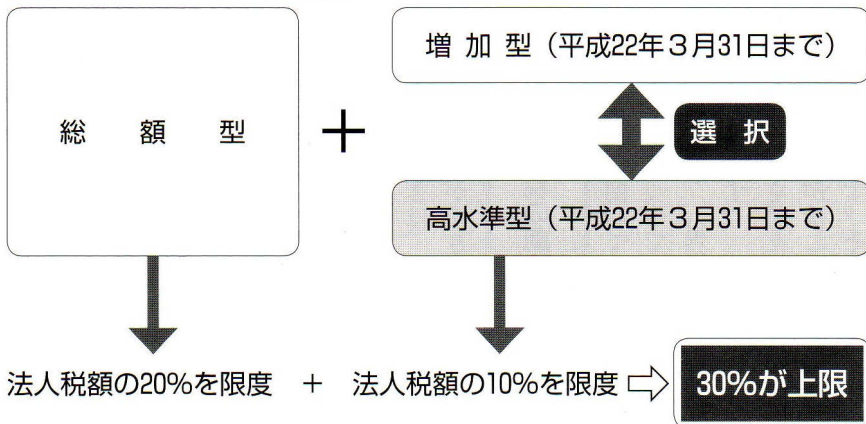
一つ目は、「総額型」の制度です。

試験研究費の総額に対して、8%〜10%の税額控除を受けることができます。さらに、中小企業者（資本金1億円以下の会社で、大企業の子会社を除く）については、控除率が12%と大きくなります。

二つ目は、「増加型」の制度です。当期の試験研究費が過去3年平均を超えるなど一定の要件に当てはまる場合、過去3年平均を超える部分の5%を法人税額から控除することができます。

そして、三つ目が新たにできた「高水準型」の制度です。平成20年4月1日から平成22年3月31日までに開始する事業年度において、試験研究費の額が当期及び過去3年間の平均売上高の

図表9 研究開発税制の概要



控除ができません。

場合、研修費用の8%〜12%の税額
 費用が占める割合が0・15%以上の
 与+法定福利費+研修費用)のうち研
 究、中小企業に限り、「労働費用」(給
 平成20年4月1日開始の事業年度か
 除することができません。

■ 人材投資促進税制

青色申告をしている中小企業者(資
 本金1億円以下の会社で、大企業の子
 会社を除く)が、正社員やパート社員
 に対して、研修費用(≡教育訓練費)
 を支出した場合は、一定の割合で税額
 控除することができます。

10%を超える場合は、その超える部分
 に一定の控除率を掛けた金額を税額控
 除できることになりました。

以上をまとめると、図表9のように
 なり、「総額型」に「増加型」と「高
 水準型」のいずれかを選択して、合計
 で法人税額の30%が上限になります。

す。

配当についても同様の税率になりま
 になります。

して、平成23年以降は一律20%の税率
 円を超える部分は20%になります。そ
 00万円までの部分は10%、500万
 年12月31日までは、譲渡益のうち年5
 継続し、平成21年1月1日から平成22

■ 証券税制の改正

上場株式の譲渡と配当については、
 優遇措置がいずれも縮小されます。譲
 渡については、平成20年12月31日ま
 へは、譲渡益に対して10%の優遇税制が
 平成21年1月1日から平成22

たとえば、1人当たりの労働費用が
 500万円であれば、7500円以上
 の研修費用を支出すれば適用できるこ
 とになります。

【社長個人編】

さらに、平成21年から、上場株式の譲渡損と配当との間で、損益通算できる制度が始まります。

■省エネ改修促進税制

個人が、部屋の窓を改修して省エネ性能を高めるといった、一定の「省エネ工事」を借入金で行ない、平成20年4月1日から12月31日までの間に居住の用に供したときは、所得税の税額控除を受けることができます。

■ふるさと納税の創設

寄付金控除に関しては、平成21年度以降の住民税について、現状の「所得控除」の制度が、「税額控除」の制度に変更になります。

年5000円を超える部分について、住民税そのものが差し引かれる「税額控除」になります。その年の住民税の

10%が限度額ですが、これにより、自分の意思で好きな自治体に税金を振り替えることができますので、自分のふるさとへの財政に貢献することもできます。

■事業承継税制の改正

平成21年度税制改正で創設され、平成20年10月以降の相続から適用になる予定ですが、非上場会社の株式（いわゆる「自社株」）については、一定の要件で後継者が相続する場合は、相続税評価額のうち80%相当の相続税の納税が猶予される予定です。

あくまでも「納税の猶予」ですから、相続した後に条件に合わなくなった場合は、相続税の納税の義務が生じます。相続後5年間の事業継続などが条件となっっています。

現状では、事業承継対策として、経営者から後継者に自社株を生前贈与す

ることが主流となっていますが、今後はあえて生前贈与せずにこの規定を用することも一つの選択肢となるでしょう。